

愛知県医療救護行動マニュアル策定について

○背景

南海トラフ地震等により愛知県内で甚大な被害が発生することを想定し、医療救護に関する体制等を明らかにする目的で、愛知県災害医療協議会（平成28年2月25日）の承認を経て、「愛知県医療救護活動計画」（当医療圏では、「西三河南部東医療圏医療救護活動計画」）が策定された。

この計画は、災害時における基本的な体制や考え方について記載したものとなっているため、今後のステップアップとして、情報収集のための具体的な初動体制や市町村を支援するための情報整理の仕方、また、地域災害医療対策会議の設置及び運用体制を明確にしていく必要がある。

そのため、市町村と被害想定を共有の上、市町村の現状を把握し、医療圏内の各市町村が受援側なのか支援側なのかを整理し、その方策を検討する必要がある。

○目的

異動が多い県職員の特性を踏まえ、参集した保健所職員が大規模災害発生時に役割を果たせるよう、具体的に取り組むべき行動を記載した「愛知県医療救護行動マニュアル（仮）」を約2年計画で策定する。

平成31年度に完成予定

○今後の予定

愛知県の保健所職員のためのマニュアルであるため、西尾保健所が主体となって、岡崎市及び幸田町と話し合いの上、作成して行く。

岡崎幸田災害医療対策協議会の各構成機関には、資料提供などの協力をお願いする。

- ・平成30年度 マニュアル（案）作成
西尾保健所、岡崎市、幸田町の担当者の打合せを数回実施予定
- ・平成31年度 岡崎幸田災害医療対策協議会で協議の上、完成予定